

「非核三原則」の堅持を強く求める意見書

非核三原則は、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」とした日本の国是である。高市首相は「持ち込ませず」の概念が、米国の核抑止力を低下させかねないとして三原則の見直しを持論しており、自民党は、国家安全保障戦略など安保3文書の改訂に向け、非核三原則の見直しを検討している。見直しを許せば、核持込みを平時から認める事で米国の核戦略への加担を一層深め、日本を核戦争の足場にすることにつながる。これは、核廃絶を願う被爆者や広島、長崎の人々、市民の思いに背くものであり、核廃絶を目指す国際的な取組に逆行することになる。

昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)も、これまでの政府見解を覆し見直し議論を開始する事について強く抗議している。

また、広島県、長崎県の両知事も「三原則は絶対に守るべきものだ」「被爆県として到底受け入れられない」と述べ、広島市長や長崎市長も三原則の堅持を求めている。

町田市議会は、「日本国憲法に掲げられた平和主義の理念を、市民生活の中に生かすことが、地方自治の基本条件の一つであることにかんがみ『つくらず・持たず・持ち込ませず』の非核三原則が、完全に実施されることを願い、あらゆる国があらゆる核兵器の廃絶を、全世界に向かって訴えるものである」という「町田市非核平和都市宣言」を持つ市の議会として、非核三原則の見直しを許すことはできない。

よって、町田市議会は、国に対し「非核三原則」の堅持を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。